

平成28年6月23日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

(公印省略)

商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

商業登記規則等の一部を改正する省令（平成28年法務省令第32号。以下「改正省令」という。）が本年4月20日に公布され、同年10月1日から施行されることとなりましたが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「規則」とあるのは、改正後の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）をいい、引用する条文は、全て改正後のものです。

記

第1 本通達の趣旨

本通達は、改正省令の施行に伴い、登記簿の附属書類の閲覧に関する改正（規則第21条）及びこれらの規定の準用による法人登記についての改正（後記第2）、登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合等の変更の登記の申請書の添付書面に関する改正（規則第61条第2項及び第3項）及びこれらの規定の準用による法人登記についての改正（後記第3）並びに経過措置（後記第4）について、事務処理上の留意事項を明らかにしたものである。

第2 登記簿の附属書類の閲覧に関する改正

1 商業登記についての改正

(1) 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき内容の改正（規則第2

1 条第 1 項, 第 2 項関係)

ア 改正の内容

登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載する請求の目的として、閲覧しようとする部分を記載しなければならないとされた（規則第 2 1 条第 1 項）。

また、同申請書には、規則第 1 8 条第 2 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる事項のほか、申請人の住所、代理人によって請求するときは代理人の住所及び閲覧しようとする部分について利害関係を明らかにする事由を記載しなければならないとされた（規則第 2 1 条第 2 項）。

イ 閲覧しようとする部分

登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載する「閲覧しようとする部分」とは、閲覧しようとする附属書類の名称がこれに該当する。

閲覧しようとする附属書類の特定に当たっては、当該附属書類が添付された登記申請が、その申請をした会社等の商号及び本店所在地、当該申請により登記された事項並びに登記の受付日等によって特定されることを要する。

なお、一の登記申請書に株主総会の議事録が複数添付されている場合等同一の名称の附属書類が複数あり、「閲覧しようとする部分」である附属書類をその名称によっては特定することができないときは、作成日付又は記載された内容（当該株主総会決議に基づき登記された事項等）等によって更に特定されることを要する。

(2) 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に添付すべき書面に関する改正（規則第 2 1 条第 3 項関係）

登記簿の附属書類の閲覧の申請書には、閲覧しようとする部分について利害関係を証する書面を添付しなければならないとされた（規則第 2 1 条第 3 項第 2 号）。

また、附属書類の閲覧の申請人が法人である場合には、当該法人が当該閲覧の申請を受けた登記所の管轄区域内に本店若しくは主たる事務所を有するとき又は閲覧の申請書に当該法人の会社法人等番号を記載したときを除き、その代表者の資格を証する書面を添付しなければならないとされた（規則第 2 1 条第 3 項第 1 号）。

なお、附属書類の閲覧を代理人によってするときは、代理人の権限を

証する書面を添付しなければならない（規則第27条において準用する規則第9条の6第2項）。

- (3) 登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき「利害関係を明らかにする事由」及び同申請書に添付すべき「利害関係を証する書面」について（規則第21条第2項第3号，同条第3項第2号関係）

ア 利害関係を明らかにする事由

登記簿の附属書類の閲覧の申請書に記載すべき「利害関係を明らかにする事由」は、「閲覧しようとする部分」（規則第21条第1項）として特定された書面を閲覧することについての利害関係を明らかにする事由であることを要する。

したがって、「閲覧しようとする部分について利害関係を明らかにする事由」としては、単に、閲覧対象の会社等の株主又は債権者である旨が記載されるのみでは足りず、「閲覧しようとする部分」として記載された附属書類につき、閲覧することについての利害関係を明らかにする事由が具体的に記載されることを要する。

イ 利害関係を証する書面

登記簿の附属書類の閲覧の申請書に添付すべき「利害関係を証する書面」（規則第21条第3項第2号）は、閲覧しようとする部分の閲覧について、利害関係を有することを証する書面であることを要する。

したがって、閲覧の申請人が、閲覧しようとする部分の閲覧について利害関係を有することが登記官において判断することができる事項が記載されている必要がある。

なお、「利害関係を証する書面」は、原本に限定されず、その写しであっても差し支えない。

また、「利害関係を証する書面」として、登記所で実際に閲覧をしようとする者と附属書類の閲覧の申請書に記載された申請人又はその代理人若しくは代表者とが同一人であるかを確認するために、閲覧をしようとする者の運転免許証等の身分証明書の写しの添付を求めることもできる。

- (4) 登記官による処分

ア 申請の許可又は却下

登記官が附属書類の閲覧の申請書を受け取ったときは、申請書に受

附の年月日を記載の上、受附の順序に従って相当の処分をしなければならない（規則第29条）。

したがって、登記官において、附属書類の閲覧の申請書の記載及びその添付書面を審査し、閲覧の申請に理由があると認められる場合には、閲覧を許可し、閲覧の申請に理由があるとは認められない場合には、これを却下することとなる。

また、閲覧しようとする部分として複数の附属書類が記載された場合において、その一部のみに関係が認められるときは、関係が認められる附属書類の閲覧についてのみ、これを許可し、その余はこれを却下することとなる。

閲覧の申請を却下するときは、商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達）第53条第1項から第4項まで及び第7項前段の手続に準ずるものとする。

なお、申請の不備が補正することができるものである場合には、閲覧の申請人に補正を求めることとして差し支えない。

イ 利害関係の審査

登記簿の附属書類の閲覧についての利害関係の有無の審査に当たっては、閲覧しようとする部分につき、閲覧の申請人が利害関係を有しているか否かを、申請書に記載された「利害関係を明らかにする事由」及び添付された利害関係を証する書面により判断する必要がある。

したがって、「閲覧しようとする部分」として、附属書類の名称等が具体的に特定されず、利害関係に関する審査ができない場合には、申請を却下して差し支えない。

また、閲覧についての利害関係の有無の審査は、附属書類に記載された個人情報にも配慮して行う必要があり、閲覧の申請人において、より個人情報の保護に資する一の書面を閲覧すれば、申請書に記載された利害関係を明らかにする事由との関係で、閲覧の目的を達すると認められる場合には、それ以外の書面の閲覧については利害関係を有しないものと判断して差し支えない。

2 法人等の登記における改正

規則第21条の規定は、いずれも改正省令による改正後の各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）第5条、特定目的会社登記規則

(平成10年法務省令第37号。以下「特定目的会社登記規則」という。)第3条,投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則(平成10年法務省令第47号。以下「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則」という。)第8条,投資法人登記規則(平成10年法務省令第51号。以下「投資法人登記規則」という。)第3条,限定責任信託登記規則(平成19年法務省令第46号。以下「限定責任信託登記規則」という。)第8条及び一般社団法人等登記規則(平成20年法務省令第48号)第3条において準用されているので,これらの法人等の登記簿の附属書類の閲覧については,1と同様の取扱いをすることとなる。

なお,投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則及び限定責任信託登記規則については,改正前の各規則においても,「登記簿の附属書類の閲覧の申請書には,利害関係を証する書面を添付しなければならない。」旨規定されている(投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第5条,限定責任信託登記規則第4条)。

3 捜査機関等からの照会への対応

1及び2の改正にかかわらず,刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に基づく捜査に必要な事項の照会及び国税犯則取締法(明治33年法律67号)第1条第3項に基づく犯則事件の調査に必要な事項の照会等により,登記の附属書類の閲覧又はその写しの交付若しくは送付を求められた場合については,従前の取扱いから変更はない。

第3 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合等における登記の申請書に添付すべき書面に関する改正

1 株式会社についての改正

(1) 登記すべき事項につき株主又は種類株主全員の同意を要する場合(規則第61条第2項関係)

ア 株主全員の同意を要する場合

登記すべき事項につき株主全員の同意を要する場合には,申請書に,株主全員につき次に掲げる事項を証する書面を添付しなければならないとされた(規則第61条第2項第1号)。

- ① 氏名又は名称
- ② 住所

③ 各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。）

④ 議決権の数

イ 種類株主全員の同意を要する場合

登記すべき事項につき種類株主全員の同意を要する場合には、当該種類株主全員につき次に掲げる事項を証する書面を添付しなければならないとされた（規則第61条第2項第2号）。

① 氏名又は名称

② 住所

③ 当該種類株主が有する当該種類の株式の数

④ 当該種類の株式に係る議決権の数

(2) 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合（規則第61条第3項関係）

ア 株主総会の決議を要する場合

登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主の議決権（当該決議において行使することができるものに限る。以下同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、10名又はその有する議決権の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数のうちいずれか少ない人数の株主につき、次に掲げる事項を証する書面を添付しなければならないとされた（規則第61条第3項）。

① 氏名又は名称

② 住所

③ 当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。）及び議決権の数

④ 当該株主のそれぞれが有する議決権の数の割合

なお、一の登記申請で、株主総会の決議を要する複数の登記すべき事項について申請される場合には、当該登記すべき事項ごとに上記①から④までの事項を証する書面の添付を要することになる。ただし、決議ごとに添付を要する当該書面に記載すべき内容が一致するときは、その旨の注記がされた当該書面が1通添付されていれば足りる。

イ 種類株主総会の決議を要する場合

登記すべき事項につき種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、その種類の株式の総株主の議決権の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、10名又はその有する議決権の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数のうちいずれか少ない人数の株主につき、次に掲げる事項を証する書面を添付しなければならないとされた（規則第61条第3項）。

- ① 氏名又は名称
- ② 住所
- ③ 当該株主のそれぞれが有するその種類の株式の数及び議決権の数
- ④ 当該種類の株式の総株主の議決権数に対する当該株主のそれぞれが有する議決権の数の割合

ウ 株主総会の決議があったものとみなされる場合

株主総会又は種類株主総会の決議について、会社法（平成17年法律第86号）第319条第1項（同法第325条において準用する場合を含む。）の規定により当該決議があったものとみなされる場合にも、ア又はイ記載の書面を添付しなければならないとされた（規則第61条第3項）。

2 投資法人及び特定目的会社についての改正

規則第61条第2項及び第3項の規定は、投資法人登記規則第3条及び特定目的会社登記規則第3条においても準用されているので、これらの法人の登記事項につき投資主総会又は社員総会の決議等を要する場合についても、投資主又は社員につき1の事項を記載した書面を添付しなければならないこととなる。

第4 経過措置

改正省令の施行前にされた登記の申請については、規則第61条第2項又は第3項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例によるとされた（改正省令附則第2項）。

したがって、改正省令の施行前に申請がされた第3記載の登記の申請書であって登記がされていないものについては、改めて第3記載の書面の添

付を要しない。

他方で、改正省令の施行後にされた登記の申請については、株主総会の決議等がその施行前にされたものであっても、第3記載の書面を添付しなければならない。